⑶　利用に供する事業の内容
⑷　上記⑶の事業の用に供しようとする期間

３．漏えいの防止等行政機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

４．行政機関非識別加工情報の提供の方法
⑴　提供媒体　　□ＣＤ－Ｒ　□ＤＶＤ－Ｒ
⑵　提供方法　　□窓口受領　□郵送

記載要領
１．不要な文字は、抹消すること。
２．「提案に係る行政機関非識別加工情報を特定するに足りる事項」には、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第44条の11の規定により個人情報ファイル簿に記載された行政機関非識別加工情報の概要を記載すること。
３．「行政機関非識別加工情報の利用」には、⑴から⑷までの事項を具体的に記載すること。また、⑷の「上記⑶の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
４．「漏えいの防止等行政機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
５．「行政機関非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第44条の12第１項前段の提案をする場合に限る。）。
６．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別記様式第七（第13条において読み替えて準用する第８条第１項関係）

第　　号
年　　月　　日

審　査　結　果　通　知　書

（提案者）　様

行政機関の長　印

年　　月　　日付け「作成された行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第２項で準用する第44条の７第１項第１号及び第４号から第７号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第２項の規定により、以下の事項を通知します。

１．契約の締結
（行政機関の長）との間で行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。
行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記２．に従って手数料を納付の上、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第４章の２の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則第８条第１項各号に掲げる書類を　　年　　月　　日（必着）までに提出してください。

２．手数料
⑴　納付すべき手数料の額
⑵　手数料の納付方法
⑶　手数料の納付期限

３．行政機関非識別加工情報の提供の方法

４．その他

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別記様式第八（第13条において読み替えて準用する第８条第３項関係）

第　　号
年　　月　　日

審　査　結　果　通　知　書

（提案者）　様

行政機関の長　印

年　　月　　日付け「作成された行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第２項で準用する第44条の７第１項第　　号の基準に適合しないと認めるので、同条第３項の規定により通知します。

（提案が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第２項で準用する第44条の７第１項第１号及び第４号から第７号までに掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領
１．「提案が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第２項で準用する第44条の７第１項第１号及び第４号から第７号までに掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
２．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○個人情報保護委員会規則第三号

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第八項、第四十四条の四、第四十四条の五、第四十四条の七、第四十四条の九、第四十四条の十、第四十四条の十一、第四十四条の十二及び第四十四条の十五の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則

（定義）

第一条　この規則において使用する用語は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（他の情報から除かれる情報）

第二条　法第二条第八項の個人情報保護委員会規則で定める情報は、同項で規定する個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報（同項で規定する個人情報をいう。）とする。

（提案の募集の方法）

第三条　法第四十四条の四の規定による提案の募集は、毎年度一回以上、当該募集の開始の日から三十日以上の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

２　提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。